主 文本件控訴を棄却する。 出家における表決句紹旦数中三〇〇

当審における未決勾留日数中三〇〇日を原判決の刑に算入する。

- 理 由 一 本件控訴の趣意は、弁護人堀哲郎、同鈴木幸子、同深田正人及び同村木一郎 共同作成名義の控訴趣意書に記載されたとおりであるから、これを引用する。 二 控訴趣意第二(訴訟手続の法令違反の主張)について
- 2 この点まず、原判決が「証拠の標目」の項中にAの検察官に対する供述調書 二通(甲第一四号及び甲第一五号。以下「本件各検察官調書」という。)及び司法 巡査に対する平成五年一〇月二二日付け供述調書(甲第一三号。以下「本件司法巡 査調書」という。)を掲記しており(なお、被告人が証拠とすることに同意して取 り調べられたAの司法巡査に対する平成五年一〇月一四日付け及び同月一五日付け 各供述調書(甲第一一号及び甲第一二号)も併せて掲記されている。)、「弁護人 の主張に対する判断」の項における説示内容と合わせ考えれば、原判決において本 件各検察官調書及び本件司法巡査調書が各不同意部分も含めて犯罪事実認定の証拠 として用いられていることは明らかである。

な証拠調べが行われていることは明らかである。 〈要旨〉4 (一) 次に、右各供述調書の各不同意部分を刑訴法三二一条一項二号前段又は同項三号に基づき証拠として取〈/要旨〉り調べることができるかどうかみるに、関係各証拠によれば、Aが右のとおり原審第五回公判期日より前に強制退去により本邦より出国し、同期日には日本国内に所在していなかったことが認められる。すなわち、右各供述調書の各不同意部分について、同項二号前段又は同項三号に定める、供述者が「国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき」という要件に該当する外形的な事実関係の存在することは肯認できる。

したがって、本件においては、右各供述調書の各不同意部分の証拠能力に関し、 供述者であるAが国外にいて供述不能の状態にあるとして、刑訴法三二一条一項二 号前段又は同項三号を適用することについて、手続的正義の観点から公正さを欠く としてこれを妨げるような特別の事情は一切存在せず、右各号にいう、供述者が「国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき」という要件は、十分に具備しているものと認めることができるのである。

(三) また、本件司法巡査調書の不同意部分については、関係各証拠に照ら し、刑訴法三二一条一項三号に定める「その供述が特に信用すべき情況の下にされ たもの」という要件を充たしていることも十分に肯認できる。

すなわち、関係各証拠によれば、Aは、被告人とは被告人の妻の妹という関係にあり、一方、Bとは親しい交際を求められたという関係にあったことが認められるが、本件司法巡査調書に録取された供述全体として、その供述内容が特にどちらいったに偏ったものとは認められない。また、本件司法巡査調書のみが他の調書は、ついて、前後矛盾するような部分もいはともかく、全体的な流れは一貫していて、前後矛盾するような部分もない。ともかく、全体的な流れは一貫していて、前後矛盾するような部分もない。ともの状況の中で、特に他のおよと、各人を関係各証拠によると、Aと内ではない。しかも、関係各証拠によると、Aと内の間の話合いの状況をカセットテープに録音するという措置を取っていた上、一の間の話合いの状況をカセットテープに録音するという措置を取っていた上、一の間の話合いの状況をカセットテープに録音するという措置を取っていた。これに自ら自発的に右録音テープを警察官に対し提出していることが認められる。

AがこのようにBとの話合いを録音したり、その録音を自ら積極的に警察に任意提出したりしたのは、本件がAに関連して起きたものであることから、Aとしても、警察の捜査にも協力するなどして、正当な解決に至ることを望んでいたことを示すものと考えられる。そして、Aのこうした積極的に正当な解決を求めようとする態度は、Aの供述態度にも表れているものとみることができることに加え、右のように供述内容が、右不同意部分を含め全体的に、被告人とBのいずれか一方に偏ったものでないことと合わせ考えれば、本件司法巡査調書の不同意部分に録取されている供述は、刑訴法三二一条一項三号に定める「その供述が特に信用すべき情況の下にされたもの」と認めることができるのである。

5 以上要するに、本件各検察官調書の各不同意部分については、刑訴法三二一条一項二号前段に該当する書面として、本件司法巡査調書の不同意部分については、同項三号に該当する書面としてその証拠能力を認め、結局、右各供述調書の全部について証拠調べを行い、右各不同意部分を含めて右各供述調書を犯罪事実認定の証拠資料として用いたことには、何ら違法不当な点はない。したがって、原判決には所論指摘のような判決に影響を及ぼすことが明らかな訴訟手続の法令違反はなく、論旨は、理由がない。

三 控訴趣意第一(事実誤認の主張)について

1 所論は、要するに、次のようなものである。すなわち、原判決は、被告人が、Bの粗野で自己中心的な態度に怒りを覚えるとともに、その執拗なし、取撃に怒りを覚えるとともに、その執拗なし、取りなることにも疲れ果てて、これ以上素手(あるいは石)での対応を断念し、知を担合し、これを現場に対して、なることに対して、なら、本件凶器を取り出る。はから、本件凶器を取りは、これを現場にある。しから、本件凶器であるナイフを取りに戻っても政治である。これによるである。これによるである。これによる攻撃を加えて来たのは、Bの後頭部にナイフを取りに戻ったこともなく、また、Bの後頭部にナイフを切り付けたこともない、一方による攻撃を加えて来たのは、日本では、自己に対したことが明らかな事を加えて来たのである。というのである。

2 そこで、原審記録及び証拠物を調査して検討すると、原判決が挙示する関係 各証拠を総合すれば、原判決が罪となるべき事実として認定判示するところは、正 当として是認することができ、原審で取り調べたその余の証拠及び当審における事 実取調べの結果を合わせて検討しても、原判決には所論のような判決に影響を及ぼ すことが明らかな事実認定の誤りはない。以下に、若干補足して説明する。

3 (一) まず、関係各証拠を総合すれば、次のような事実が明らかである。すなわち、

(1) 平成五年三月三〇日午前三時ころ、浦和市ab丁目c番所在の駐車場 (以下「本件駐車場」という。)において、B(一九六〇年七月二六日生)の顔面 の、右目脇やや上方付近に、果物ナイフ(刃体の長さ約八・ニセンチメートル、最 大幅約一・五センチメートル。以下「本件ナイフ」という。)が突き刺さるという 事態が発生したこと

- Bが、同日午前三時二二分ころ、救急車で病院に運び込まれた際、本件 (2) ナイフは、外側から内側に向かって約四五度の角度で、刃体の部分のほぼ全部が顔 面内部に挿入され、わずかにいわゆる茎(なかご)の部分(長さ約一・ハセンチメ -トル、幅約〇・三センチメートル)だけが表面に出て、柄は付いていないという 状態で突き刺さっていたこと、本件ナイフの柄は、その後現在に至るまで所在が判 明していないこと
- (3) Bは、右のように本件ナイフが突き刺さったことにより、加療に約一年 を要する右目の眼球破裂、強膜裂傷、硝子体出血、増殖性硝子体網膜症、白内障の 傷害(以下「本件傷害」という。)を負ったこと
- Bは、本件に際し、本件傷害のほか、後頭部に二か所、平行する形でい すれも長さ約三センチメートル、深さ約一ないしニミリメートルの切創を負ってい たが、そのほかは、首、腕等いずれの箇所にも一切傷を負っていなかったこと
- (5) 本件に際し、本件駐車場にいたのは、Bと、被告人及びAの三人であっ たごと

- $_{\text{C}}^{\text{L}}$ などの事実が客観的に明らかである。 (二) そこで、本件駐車場で、B σ (二) そこで、本件駐車場で、Bの顔面に本件ナイフが突き刺さるという事態 が発生するに至るまでの経緯をみると、関係各証拠によれば、概ね次のような事実 が認められる。すなわち、
- 被告人、B及びAは、いずれも中華人民共和国から就学の目的で日本に (1) 来ていた者であるが、被告人とBとは、同じ日本語学校で勉強していたことから知り合い、Aは被告人の妻の妹という間柄であり、また、AとBとは、同じスナック で働いたとき知り合ったという間柄であったこと
- 被告人は、平成五年三月一〇日ころ、Aから、同じスナックで働く男に (2) しつこくつきまとわれて困っているという相談を受け、同月一四日ころ、Bが、A の住む浦和市ab丁目d番e号所在のC荘にやって来たことから、その男がBであ ると知ったこと、そして、被告人は、Bについてはかねてから好ましくない者と嫌っていたこともあって、同月二五日ころ及び同月二七日ころ、C荘の近くで同人に出会った際、同人に対しAにつきまとうなどしないよう文句を言ったところ、Bに強く反発されて、殴り合いの喧嘩までするに至ったこと
- 被告人は、同月二九日夜、Aと一緒にC荘にいたところ、翌三〇日午前 (3) 一時過ぎころ、Bが訪れて来たが、アパート内で騒ぎを起こされては困ることから、Aと一緒に部屋を出て、Bとともに、一〇〇メートル近く離れたところにある 本件駐車場に向かったこと
- (4) 被告人は、Bと前同様の言い争いをしながら歩いていたが、本件駐車場に至る前に、同人から殴り掛かられ、そのため、互いに拳骨で殴り合ったり罵り合ったりしながら、本件駐車場にやって来たこと、そして、本件駐車場内で、二人で 揉み合ったり殴り合ったりし、被告人がその場に倒れたことから、Bに体の上に乗 り掛かられて首を絞められたりしたこと
- Aは、被告人の上にBが乗り掛かったときは、同人の体を引っ張って制 止するなどし、また、同人に対し「あなたの奥さんに電話する」などと言ったりし たこと
- (6) 被告人は、Aが右のように言ったのを聞いたBが、「これから電話しに 行く。池袋に乱暴な友達がいるから味方してもらう」などと言って、近くのJR与 野駅東口の方に向かって駆け出したため、AとともにBの後を追い、公衆電話で同 人の掛けようとしていた電話をAが切るなどし、その場で再び被告人とBの二人が 殴り合いを始めたこと
- そのうち、二人とも疲れて来たことから、いったん殴り合いを止め、一 (7) 休みという形で、被告人が近くの自動販売機で缶コーヒーを買い、その一本をBに 渡したりしたが、もう一度本件駐車場に赴ぐことになり、三人ともそちらに向かったところ、その途中、またも被告人とBとが殴り合いを始めたこと
- (8) 被告人、B及びAは、同日午前三時ころ、再び本件駐車場に戻って来た こと
- (9) 本件駐車場は、一七台程度の自動車を置くことができる砂利敷のいわゆ る青空駐車場で、東側に沿って通る道路との境は、その南東角の幅約五・九メート ルの部分が出入口となっているほかは、高さ約一メートルの金網フェンスで区切ら れているところ、照明設備としては、右出入口の約一・六メートル南方にある電柱

に、街灯が一つ設置されているだけで、当時、本件駐車場内は相当暗かったこと などの事実が認定できる。

(三) そして、本件駐車場において、Bが本件傷害を負うに至った際の状況等について、同人、A及び被告人は、それぞれに概ね次のような趣旨の供述をしている。

- (3) これに対して、被告人は、検察官及び司法警察員(乙第三号及び乙第四号)に対する各供述調書並びに原審公判廷における供述中で、概ね次のような趣にの供述をしている。すなわち、自分は、再び本件駐車場に戻った後、Bとらで強には明られるなどしたが、その途中で眼鏡を見付けたが、その際に、Bからライターを借りたといるに、四分捜してすぐ眼鏡を見付けたが、その際に、Bからライターを借りたことに、本件駐車場を出ていったんC荘に戻ったこともない。その後、同人が、長さ七、ハセンチメートルの金属のような光るものを右手に持って、右肩めたいに、フ先を上に立てるようにしているのが、街灯の光に反射して見えた。自分に、フたととといると思い、危険を感じて、夢中で同人の右手であたりとっさにBが凶器を持っていると思い、危険を感じて、一個人が激しく抵抗しているの手に持った凶器を離さなかったことから、結構長い時間奪い合いをし、同人の右

手の指あたりに思い切り強く噛み付いたところ、凶器を握った手か緩んだので、凶器を奪い取り、すぐにこれを右手に握り、Bの顔面目掛けて肘を伸ばして思い切り手を前に出すような形で、向かい合った状態の同人の顔を突き刺した。自分は、その際に負傷等はしなかった。被告人は、以上のような趣旨の供述をし、当審公判廷においても、ほぼ同趣旨の供述をしている。なお、本件ナイフの柄に関し、被告人は、捜査段階の当初、柄は確かに付いていた旨述べていたが、その後検察官に対し、奪い取ってすぐに刺したので柄があつたかどうかわからないと述べるに至り、原審公判廷においても、ナイフに柄が付いているか全然気が付かなかったなどと述べていて、その供述に変遷がある。

4 右3の(三)掲記のB、A及び被告人の各供述は、内容的に一致しない点も多く、とりわけ被告人とBの供述は、本件ナイフをだれが持ち出したかなの点点という事態の供述は、本件ナイフがはは、本件ナインがはいるに変された。本体はでは、本体はでで、本体性がよいなは、あいまでは、本体は当後の状況などについては、本体は当後では、本体は当後である。との間でかなり激しいでする。という事態が生じたのは、本体は一次であることである。と、一次では、大き出して、自身において、自身において、自身において、自身に対して、自身に対して、自身に対して、自身に対して、自身に対して、自身に対して、自身に対して、自身に、対して、自身に対し、自身に対して、自身に対し、

傷が、顔面においては本件傷害一個だけであり、そのほかは後頭部の平行線状に負 った浅い二本の切創はあるものの、手や腕などに防御創とみられるような傷も一切 存在しないこと、本件ナイフが突き刺さった状態が、外側から内側に向かって約四 五度の角度で、刃体の部分のほぼ全部が顔面内部に挿入され、わずかにいわゆる茎 の部分だけが表面に出て、柄は付いていないという状態であったことなどに照ら し、被告人が本件ナイフをBの顔面に突き刺した際の具体的態様は、次のようなものであったと認められる。すなわち、右のような本件ナイフが突き刺さった部位、角度、発生した傷の状態等からみて、被告人が、本件ナイフをBの顔面に突き刺し た際には、互いに向かい合って立った状態にあったときであって、被告人とBとが 取っ組み合ったり、腕と腕とを引っ張り合うなどという状態にあったものではなか ったこと、そして、被告人は、本件ナイフを持つ手をほぼ自分の肩あたりの高さで 真っ直ぐ突き出したものであって、その力もかなり強く、その結果、本件ナイフの 刃体全部を一気に顔面内部に刺入させたことなどが認定できるのである。また、Bは、被告人から本件ナイフを突き出されるや、Bとしてこれを避ける間もなく本件ナイフで顔面を突き刺されるに至ったことも明らかである(ただし、本件ナイフが 突き刺さった角度が、外側から内側に向かって約四五度であることに照らし、その 際、Bが、たまたま顔をやや左に向けていたということがあり得るとともに、 フを避けようとしてやや顔を逸らすという行動に出たということも考えられなくは ない。)。そして、Bが避ける間もなく本件ナイフで顔面を突き刺されたというこ とは、同人にとって、被告人がナイフを突き出すという行為に出たことが、あまり にいきなりのことであって、それまで予期していなかった出来事であったことと窺 えるのである。

15 (一) 以上認定のとおり、被告人が本件ナイフを使用して、これでBの右目近くを突き刺したことは明らかである。しかし、本件に際し、被告人がいるの場にから本件ナイフを手にするようになったのか、いいえると、被告人がその場で本件ナイフを携えていたのは、どのような経緯によってか、本件ナイフの出ては、原審で取り調べた関係各証拠を精査してもいたの明確にである。なお、本件ナイフに柄が付いていたれた際には、同人の場所に運び込まれた、本件後いでのようは、あったままの本件ナイフには柄が付いておらず、また、ずれの場所のきも本件ナイフの柄は発見されてはいない。そして、前記3の、柄は付いていたがより、は、本件ナイフの柄に関し、捜査段階の当初、石といの場所のより、とおり、被告人は、本件ナイフの柄に関し、捜査段階の当初、石といて、その後は、本件ナイフの柄に関し、大力を手にした当時でははが変遷している。したがって、結局、被告人が本件ナイフを手にした当時でよりにいたがどうか、仮に柄が付いていたとして、その柄が、いつ、どのような経

緯で刃体部分から脱落したのかについても、明らかではない。

(二) 所論は、被告人が本件ナイフを被告人の手に持った経緯について、Bが本件に際し本件ナイフを持ち出し、これで被告人に攻撃を加えて来たため、被告人は、身を守るため、夢中で本件ナイフをBから奪い取ったものである旨主張している。そして、被告人も、前記3の(三)(3)掲記のとおり、自分は、Bが長さ七、八センチメートルの金属のような光るものを右手に持っているのが見えたので、とっさに同人の右手首あたりを両手でつかんでこれをもぎ取ろうとしたが、同人がなかなか手に持った凶器を離さなかったので、かなり長い時間奪い合いをし、同人の右手の指あたりに思い切り強く噛み付いたところ、凶器を握った手が緩んだので、凶器を奪い取ったという趣旨の供述をしている。

なお、弁護人は、弁論において、被告人が、Bが持ち出した本件ナイフを奪い取ってその顔面を突き刺したということを前提にして、被告人の行ったことにつき正当防衛が成立すると主張しているが、右主張は、その前提において失当であり、採用する余地はない。

(三) 一方、原判決は、「弁護人の主張に対する判断」の項中で、犯行に至る 経緯として、被告人が本件犯行直前にいったんC荘に戻って本件ナイフを持ち出 し、本件駐車場に引き返して本件犯行に及んだとの事実を認定説示している。

件犯行直前に姿を消したことがあるという事実が認められるにとどまり、被告人が本件駐車場を出た後C荘に戻ったことまで認定することはできないのである。そして、その余の関係各証拠を合わせて検討しても、被告人が本件犯行直前にいったんC荘に戻って本件ナイフを持ち出し、本件駐車場に引き返して来たという事実は、合理的な疑いを越えて証明されたということはできず、したがって、原判決にはこの点事実の認定に誤りがあるというほかない。しかし、右誤認は、犯行に至る経緯に係るものであって、犯罪の成否に直接影響する事実に係るものではないので、判決に影響を及ぼすことが明らかということはできない。

(四) 以上要するに、本件に際し、被告人が本件ナイフを手にするに至った経緯は、本件全証拠によるも不明というほかないが、右経緯が犯罪の成否に直接影響するものではないので、この点についてはこれ以上の判断を要しないというべきである。

6 所論は、以上に検討した点のほか、原判決が「弁護人の主張に対する判断」の項で、犯行に至る経緯に関し説示しているところについて、細かくそれが誤りである旨主張している。しかし、所論が誤りであると指摘するところは、犯罪事実そのものに関するものではなく、周辺の事情に関するものであり、仮に原判決の認定に誤りがあっても判決に影響を及ぼすものではないから、これ以上個別的に採り上げて判断を示す必要はないものと考える。

げて判断を示す必要はないものと考える。 7 以上から結局、原判決挙示の関係各証拠を総合すれば、原判示の罪となるべき事実は、合理的な疑いを越えて認定できるのであるから、原判決には所論指摘のような事実認定の誤りはない、論旨は、理由がない。

ような事実認定の誤りはない。論旨は、理由がない。 四 よって、刑訴法三九六条により本件控訴を棄却し、平成七年法律第九一号による改正前の刑法二一条により、当審における未決勾留日数中三〇〇日を原判決の刑に算入し、当審における訴訟費用は、刑訴法一八一条一項ただし書を適用して、被告人に負担させないこととし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 松本時夫 裁判官 円井義弘 裁判官 岡田雄一)